

2024（令和6）年度予算編成方針

1 財政状況

本市の財政状況は、地方公共団体の財政健全化法に基づく健全化判断比率のうち、2022（令和4）年度の「実質公債費比率」が8.6%（前年度比0.8%減：比率が高いほど公債費負担の割合が大きい）、「将来負担比率」が66.7%（前年度比13.2%増：比率が高いほど財政規模に対する負債の割合が大きい）となっている。

将来負担比率については大型のPFI事業が前年度比増の要因となっており、類似団体と比較すると両指標については依然として厳しい状況である。

今後、両指標については若干改善していく見込みではあるが、合併特例債の終了により、公共施設等の建設事業について、普通交付税の算入率が低い起債を活用せざるを得ないことから、再び悪化していくことが見込まれる。

次に、「経常収支比率」については、2022（令和4）年度普通会計決算において97.6%（前年度比5.4%増：比率が高いほど経常経費に占める義務的経費の割合が大きい）であり、類似団体平均と比べると、依然として非常に高く、人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費（経常経費に充当した一般財源）が決算総額に占める割合は56.0%（前年度比1.0%減）と依然高くなっており、財政硬直化の要因となっている。さらに、人口一人当たりの行政経費（人件費及び物件費を合算した額）が類似団体の平均値に比べ多額となっており、特別交付税の減額項目に該当することから、減額算定される可能性がある。

なお、国の一般会計の税収が3年連続で過去最高を更新し、2022（令和4）年度は約71兆円台となる見通しであることから、地方交付税においては前年度規模での交付が期待されるところではあるが、中期財政見通しにおける歳入歳出の試算においても、歳出が歳入を上回る財源不足の傾向が想定されるなど深刻な状況である。

2 国の動向

2023（令和5）年6月16日に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、足下の物価高や世界経済の減速等による経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じた※マークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進めることとし、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具現化する2022（令和4）年度第2次補正予算、エネルギー・食料品等に関する追加策、並びに2023（令和5）年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していくとしている。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえ、地方財政の歳出構造について平時に戻すとしている。

2024（令和6）年度予算編成に向けては、①持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして、新たな経済成長の軌道にのせていく、②経済・財政一体改革を着実に推進する、③構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とする、④PDCA（業務改善に関するフレームワーク）やEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズ・スペンディング）を徹底し、単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める、としている。

※マークアップ率…分母をコスト、分子を販売価格とする分数であり、利益の割合のこと。

3 伊賀市における2024（令和6）年度当初予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化は徐々に緩和されつつあり、国の基本方針においても通常予算に戻す方向性が示されている。

本市では、「コロナの先の伊賀づくり」に向け、「こども、くらし、にぎわい。」を柱とした施策を展開しているところであるが、2023（令和5）年度と比較すると歳入全体の減収が見込まれることから、今般の物価高騰をはじめ多様な社会課題に対応する国等の財源を確保しつつも、限られた財源の中で喫緊の課題に対する取り組みを迅速かつ着実に進めていく必要がある。

具体的には、最も有効な未来への投資である、こども・子育て施策を引き続き強力に推進するとともに、2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）を契機とした、全庁一丸となったにぎわい創出に向けた取り組みは、目下の社会情勢等を踏まえた施策展開として極めて重要であると考えます。

また、中長期の視点から、身の丈に合った持続可能な財政運営に向けた取り組みも引き続き進めていく必要があることから、これまで以上に「スクラップ&ビルド」、「選択と集中」の指向を重視する必要があります。

こうしたことを踏まえ、次の『6つの視点』及び『4つの手法』に基づき、2024（令和6）年度当初予算編成を行うものとする。

*** 6つの視点 ***

(1) 第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の視点

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」を勘案しつつ、第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の取り組みの最終年度である2024（令和6）年度予算であることを踏まえ、

- ① 市政のバージョンアップ（「新たな日常」「新しい生活様式」）の確立
- ② さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」へ
- ③ 「オール伊賀市」の実現

の3つの基本目標をさらに展開していくための予算要求とすること。

(2) まち・ひと・しごと創生（地方創生）の視点

伊賀市が掲げる『まち・ひと・しごと創生』の4つの基本目標

- ①誰もが希望を持って働くことができる
- ②安心して子どもを産み、育てることができる
- ③心豊かに暮らし続けることができる
- ④魅力を高め、にぎわいと交流を生み出す

を計画的に進め、市民に対するシビックプライドの醸成と、市外における関係人口の創出・拡大、移住促進に向けたアプローチを積極的に行うとともに、観光資源の掘り起こしと磨き上げにより、さらなる交流人口の増加に取り組むこと。

(3) DXの視点

伊賀市デジタルトランスフォーメーション（IDX）基本方針に掲げる基本理念「暮らしいきいきデジタル社会のまちづくり」の実現に向けたIDXアクションプランの基本方針

- ①安全安心な利便性を実現できる市民サービスの実現
- ②市民誰もが参加できるデジタル社会の実現
- ③スマート行政の実現

に基づき、市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進に向け、行政事務の効率化に取り組むこと。

(4) GXの視点

2023（令和5）年にGX推進法が制定され、脱炭素社会実現に向け国のGXへの投資が加速されている中、伊賀市においても伊賀市環境基本計画に掲げる望ましい環境像『～いまがんばれば未来が変わる！！芭蕉も愛した伊賀の国～「豊かな恵みのなかで、人が自然と共生するまち伊賀」』の実現を目指し、省エネルギーの推進、環境への負荷が少ない物品等の優先調達など、脱炭素化に取り組むこと。

(5) 子どもファーストの視点

2023（令和5）年4月よりこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」を進めるため、国全体でこども施策を強力に推進することが打ち出され、こども・子育て政策は最も

有効な未来への投資であり、政府を挙げて取組みを抜本強化し、少子化のトレンドを反転させるとしている。伊賀市においても伊賀市こども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」の実現を目指し、各事業を確実に実施するとともに、子どもの安心・安全の確保のための環境づくりに取り組むこと。また、国の施策・動向を常に注視し、適時適切に対応すること。

(6) 経済・活性化の視点

2025（令和7）年4月13日から2025（令和7）年10月13日まで開催される2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）を「伊賀市を世界へPRする大きなチャンス」と捉え、地域・経済の活性化に向け、全庁一丸となってシティプロモーションに取り組むとともに、インバウンド需要を促進するため、市民、関係団体及び事業者等と協働し、伊賀市への誘客に取り組むこと。

*** 4つの手法 ***

(1) 経常経費の縮減

類似団体に比べて歳出に占める人件費の割合が多いことを意識し、業務手順の見直しなど現在の業務をゼロベースで見直し業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めるとともに、会計年度任用職員についても、各所属の業務の改善を行った上で業務量に見合った適正配置や職制となるよう職員数の適正化に努めること。

また、物価高騰等、不可抗力的事由による経費の上昇についても、人件費と同じく業務の効率化に加え、光熱水費の節減等、各所属でできる限り対策を講じること。

(2) 公民連携の推進

市民サービスや業務効率の向上の観点から、民間資金等の活用を図り、安全で良質な市民サービスを提供するために、「伊賀市公民連携（PPP）ガイドライン」に従い、民間提案制度の活用等により、民間のノウハウを積極的に活用するなど創意工夫等に努めること。

※「伊賀市公民連携（PPP）ガイドライン」P4～P5 記載の公民連携手法例

・ネーミングライツ、企業版ふるさと納税、公的不動産の活用、PFI、指定管理者制度、

民間委託（成果連動型民間委託：PFS）など

(3) ファシリティマネジメント（FM）の実行

公共施設最適化計画を着実に推進し、維持・管理経費などの縮減に努めること。

(4) ワイズ・スペンディングの徹底

予算要求にあたっては、部局内で事業の必要性、公共性の観点で施策の優先順位について検討した上で予算要求を行うこと。

事業実施で得られる成果の検証においては、有効性、必要性、効率性、経済性について各種統計などの客観的なデータを活用した分析（EBPM）を行い、効果的・効率的な支出（ワイズ・スペンディング）を徹底し、費用対効果について数値を用いて見える化に努めること。

また、事務事業評価などにより、事務事業の廃止、見直しを徹底するほか、補助金等についても、補助金等の適正化に関する指針（令和5年4月改定）に基づく見直しを行うこと。

以上を踏まえ、事業の実施にあたり、新規事業だけではなく既存事業についても財源の見逃しのないよう、国・県の補助制度や助成制度について検討のうえ、申請期限をよく確認のうえ、積極的に活用するなど、歳入の確保に努めること。